



消費者啓発出前講座について

悪質商法の手口を知りたい



消費生活センターへの相談は
どんなトラブルが多いのかな？

そもそも、契約ってなんだろう？



消費者を守る制度には
どのようなものがあるのかな？

おもいやり消費(エシカル消費)って
何をすればいいの？



「自ら考え行動する」自立した消費者を目指しませんか？
愛媛県消費生活センターでは、消費生活に関する出前講座を対面またはオンラインで実施しています。
お申込みは、別紙の「消費生活出前講座申込書」を希望日の2か月前までに下記へ提出してください。

【申込み先】

愛媛県消費生活センター

〒791-8014 愛媛県松山市山越町 450 番地

TEL : 089-926-2603 FAX : 089-946-5539

e-mail : seikatu-center@pref.ehime.lg.jp

連絡・提出先：愛媛県消費生活センター 消費者啓発係
 住所：松山市山越町 450 番地
 TEL：089-926-2603 FAX：089-946-5539
 e-mail：seikatu-center@pref.ehime.lg.jp



消費生活出前講座申込書

年 月 日

開催希望日時	第1希望	月 日 ()		時 分	～	時 分
	第2希望	月 日 ()		時 分	～	時 分
開催方法 オンライン (zoom または Microsoft teams) 対応の可否 →	対 面	会 場 名				
		住 所	〒			
		電 話 番 号				
	オンライン 可・否	招待メール送付アドレス ()				
団 体 等 名						
代 表 者 氏 名						
住 所	〒					
会 合 等 の 名 称						
参 加 予 定 者 の 年 代 及 び 人 数						
希 望 講 座 内 容						
連 絡 先	担 当 者 名			電 話 番 号		
	E メール			F A X		
【センター記入欄】						

【注意事項】

- 開催希望日は、原則としてセンターの開館日とし、2ヶ月前までにお申し込みください。
(メールでお申し込みいただく場合は、件名を「出前講座申込」としてください。)
- 都合により、日程等の調整をさせていただく場合があります。
- 出前講座の時間は、概ね1時間程度とします。
- 決定の通知や連絡の際に必要なですので、連絡先は必ずご記入ください。

※申込者の個人情報、出前講座に関する以外に使用することはありません。
 ※今後の出前講座の内容の参考とするため、講座終了後に簡単なアンケートを実施させていただく場合があります。お手数ですが、ご協力をお願いします。